

航空自衛隊達第22号

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第73条及び第82条の規定に基づき、航空自衛隊の英語技能検定に関する達を次のように定める。

令和6年3月27日

航空幕僚長 空将 内倉 浩昭

航空自衛隊の英語技能検定に関する達（登録報告）（登録外報告）

航空自衛隊の英語技能検定に関する達（平成10年航空自衛隊達第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の英語技能検定（以下「空自英検」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（空自英検の区分）

第2条 空自英検は、課程検定及び一般検定に区分する。

2 課程検定は、一般教育の課程教育における英語教育の成果及び指揮幕僚課程選抜試験における英語能力を判定する。

3 一般検定は、部隊等における練成訓練の成果を評価するため、毎年おおむね1回、航空幕僚長の定める期間に部隊等の長が実施する。

（空自英検の対象者）

第3条 各区分の対象者は、次の各号に定めるところに

分類番号：B-40-070

作成年度：2023年度

保存期間：10年

枚数：10枚

保存期間満了時期：2034. 3. 31 開示判断：開示

よる。

- (1) 課程検定の対象者は、別表第1に掲げる課程の学生とする。
- (2) 一般検定の対象者は、1等空佐以下の練成訓練対象の自衛官及び受験を希望する隊員のうち部隊等の長が指名する者とする。

(空自英検の種類)

第4条 課程検定は、原則的に T O E I C Listening & Reading Test (以下「T O E I C」という。)とし、課程所要に応じ T O E I C Bridge Listening & Reading Test (以下「T O E I C Bridge」という。)により実施する。

- 2 一般検定は、T O E I C 及び T O E I C Bridge の模擬試験をもって実施する。受験する種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) 幹部は、T O E I C とする。

- (2) 准曹士は、T O E I C 又は T O E I C Bridge とし、細部は、第9条第3項による。

(空自英検による能力区分)

第5条 空自英検による能力区分は、1級から10級までとし、空自英検に係る判定基準(以下「英語技能検定判定基準」という。)は別表第2に定めるとおりとする。

(能力区分の有効期限)

第6条 隊員の能力区分は、受験した結果が判定されるまでの間、現在の級を有効なものとして認めるものとする。

- 2 同年度に受験取得した能力区分は、評価の高い方を有効とする。

(試験委員会)

第 7 条 空自英検の業務を実施する機関として幹部候補生学校に航空自衛隊英語技能検定試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、課程検定に関して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) T O E I C 及び T O E I C Bridge に関する手続
- (2) 判定結果の航空幕僚長への報告及び関係部隊等の長への通知
- (3) 受験に関する調整
- (4) データの管理
- (5) 英語能力及び試験結果に関する分析、評価
- (6) その他航空幕僚長が命ずる事項

（委員会の組織）

第 8 条 委員会は、委員長、副委員長、一般委員、試験官及び幹事をもって組織する。

2 委員長、副委員長、一般委員、試験官及び幹事は、別表第 3 に定めるとおりとする。

3 委員長は、航空幕僚長の命を受け委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

5 一般委員は、委員長の命を受け課程検定全般における業務を担当する。

6 試験官は、委員長の命を受け試験の実施その他関連する業務を担当する。

7 幹事は、委員長の命を受け委員会の庶務を担当する。

（試験の実施要領）

第 9 条 課程検定の実施の細部は、委員長の定めるところによる。

2 幹部の一般検定の実施の細部は、別に示す。

3 准曹士の一般検定については、初回は T O E I C Bridge とし、能力区分 8 級以上取得者は、次回は T O E I C の受験を基準とする。

(試験管理官)

第 1 0 条 試験を実施するため、試験地ごとに試験管理官（以下「管理官」という。）を置く。管理官たる学校長等及び部隊等の長は、試験実施のため、所要の試験監督官を置くことができる。

2 課程検定の管理官は、学校等（別表第 1 に示す学校及び部隊をいう。）の長（以下「学校長等」という。）とし、一般検定の管理官は、部隊等の長とする。

3 管理官は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 試験問題等の保管

(2) 試験の実施

(3) 試験終了後の試験問題等の返送

(受験停止)

第 1 1 条 管理官は、受験中不正行為のあった者に対し、受験停止を命ずることができる。

(試験場設置等の支援)

第 1 2 条 試験場が設置される基地又は分屯基地に所在する部隊又は機関の長は、管理官に対して試験場の設置その他試験の実施に関し、所要の支援を行うものとする。

(課程検定の試験結果等の報告及び通知)

第 1 3 条 委員長は、課程検定の試験結果について別紙様式に定める年度航空自衛隊英語技能検定（課程検定）試験結果等報告書を作成し、翌年度の 4 月 3 0 日までに航空幕僚長（教育室長気付）に報告するものとする。

る（１０－Ｔ７２（Ｄ））。

２ 委員長は、課程検定の受験者の試験結果について受験者の所属する部隊等の長に通知するものとする。

３ 前項の規定による通知を受けた部隊等の長は、人事記録に関する達（昭和３８年航空自衛隊達第２２号）第１１条の２に規定する処置をとるものとする。

（一般検定の採点及び通知）

第１４条 航空中央業務隊司令は、一般検定における採点及び結果の通知に関する業務を行うものとする。

２ 前項の規定による通知を受けた部隊等の長は、人事記録に関する達第１１条の２に規定する処置をとるものとする。

（秘密の保全）

第１５条 委員会の組織に属する者、管理官及び試験監督官は、試験問題その他職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

（空自英検以外のＴＯＥＩＣ及びＴＯＥＩＣ Bridge 受験者の特例）

第１６条 空自英検以外のＴＯＥＩＣ及びＴＯＥＩＣ Bridge（公開試験及び団体試験）を受験した者については、ＴＯＥＩＣにおいては３２５点以上、ＴＯＥＩＣ Bridgeにおいては５０点以上の場合において得点に応じた能力区分を認定する。この場合の能力区分の有効期限については、第６条の規定を準用する。

２ 部隊等の長は、前項の認定結果を翌年度の４月３０日までに航空幕僚長（教育室長気付）に報告するものとする（様式随意）（登録外報告）。

（委任規定）

第１７条 この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この達施行の際現に有する隊員の能力区分については、次に受験した結果が判定されるまでの間、なお有効なものとする。
- 3 空自英検の能力区分を入校等条件として規定している場合、改正前の別表第 2 の得点に応じた能力区分は、この達による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

(人 事 記 録 に 関 す る 達 の 一 部 改 正)

- 4 人事記録に関する達（昭和 3 8 年航空自衛隊達第 2 2 号）の別冊の一部を次のように改正する。

第 1 章 第 2 節 第 4 第 3 0 項中「（平成 1 0 年航空自衛隊達第 9 号）」を「（令和 6 年航空自衛隊達第 2 2 号）」に改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

課程検定の対象課程

学校等	課程名	TOEIC	TOEIC Bridge
幹部学校	指揮幕僚課程（同課程の選抜試験受験者を含む。）	○	
幹部候補生 学校	一般幹部候補生課程 飛行幹部候補生課程	○ ○	○ ○
第12飛行 教育団	航空学生課程	○	○

注：○は各課程で実施する試験の種類を示す。

別表第2（第5条関係）

英語技能検定判定基準

T O E I C 得 点 （ 模 擬 を 含 む 。 ）	T O E I C Bridge 得 点 （ 模 擬 を 含 む 。 ）	能 力 区 分
900 以 上		1 級
800 以 上		2 級
700 以 上		3 級
600 以 上		4 級
500 以 上		5 級
400 以 上	70 以 上	6 級
325 以 上	60 以 上	7 級
265 以 上	50 以 上	8 級
210 以 上	40 以 上	9 級
120 以 上	31 以 上	1 0 級

別表第3（第8条関係）

委員会委員等一覧表

区 分	職 名 等
委員長	幹部候補生学校長
副委員長	幹部候補生学校副校長
一般委員	幹部候補生学校教育部長 幹部候補生学校に所属する隊員の中から 幹部候補生学校長が指名する者
試験官	幹部候補生学校に所属する隊員の中から 幹部候補生学校長が指名する者
幹事	幹部候補生学校に所属する隊員の中から 幹部候補生学校長が指名する者

別紙様式（第13条関係）

発簡番号
発簡年 月 日

航空幕僚長 殿
(教 育 室 長 氣 付)

航空自衛隊
英語技能検定試験委員長

令和 年度航空自衛隊英語技能検定（課程検定）試験
結果等報告書
（10－T72（D））

[illegible]